

南関町監査委員公告第1号

令和6年7月1日から7月22日までの間において、10日間にわたり実施した令和6年度第一回定期監査の結果を、地方自治法第199条第9項の規定に基づき公表する。

令和6年8月9日

南関町監査委員 良田 和彦
南関町監査委員 立山比呂志

令和6年度第一回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第4条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和6年7月1日から7月22日までの間において、10日間にわたり別表「実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和5年度決算状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和6年度予算執行計画及び実施状況について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出書類

- (ア) 令和5年度執行状況に関する調べ（様式1号、様式2号）
- (イ) 職員の配置及び事務分担表（様式3号）（令和6年7月1日現在）
- (ウ) 職員の現員調（様式4号）（令和6年7月1日現在）
- (エ) 令和6年度主な事務事業の年間計画とその執行状況調（様式5号）
- (オ) 令和5年度予算の流用・充用に関する調（様式6号）
- (カ) 収入未済額（滞納状況調）（該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づき事務事業が執行されているか
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正に行われているか
- (5) 職員の配置及び事務分担は適正であるか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入では、「収入未済の理由」、歳出については、「執行率が85%未満の科目についての理由」また、「流用、充用に至った理由」について等、資料により詳細な説明を受けた。

併せて、令和6年度の主な事務事業の年間計画とその執行状況の説明を受けた。

5. 監査の結果

今回実施した定期監査の結果は、予算の執行を含め、関係諸帳簿とも概ね良好な事務処理が行われていると認められた。

令和5年度は、依然として国の財政状況は厳しさの一途にあるが、町財政は厳しいながらも健全に運営されている。

(1) 共通的事項

- ① 新型コロナウイルス感染症への臨時突発的な対応や自然災害等に対する緊急対応は、依然としてあったものの、全体的に計画的且つ適正な業務の実施、予算執行がされており、予算の流用・充用も減少傾向にあった。
- ② 当初予算計上後の予算補正や流用・充用があるのは致し方ないが、速やかな業務遂行・事業判断が行われなかったことなどから、不用額の補正漏れにつながったケースが一部見受けられた。また、予算流用時の確認不足による事務的ミスが一部見受けられた。
- ③ 止むを得ない事業繰越、予算補正、予算流用・充用はあるものの、税収の落ち込みもなく概ね良好に執行された。但し、税・料については、それぞれの部署の収納・徴収努力、連携があつてのものであり、未納者が他部署にまたがっている現状において、収納・徴収部門に特化した部署の立ち上げ等による業務の一元化を検討されたい。
- ④ 業務が増大し続けていく厳しい状況の中ではあるが、住民サービスを維持・向上させていくために、今後も定員管理計画のもと、適切な人材確保、人員配置を維持・推進し、併せて、業務体系の見直し、機構改革を含めた行財政改革を推進されたい。
- ⑤ 備品等は適正に管理・使用されている。但し、公用車において耐用年数を大幅に超えるものが見受けられる。高額なものなので買い替えは簡単なことではないが、維持管理費の縮減や利用頻度の向上の観点から、また買い替え時期が同時期に重なつての財政逼迫とならないよう、国県補助の利活用も視野に入れて優先順位をつけた計画的な買い替えを検討されたい。
- ⑥ 今後も機会を捉えての財産処分、借地購入を継続されたい。

(2) 収入・支出事務

- ① 令和5年度末における収入未済額(現年分及び滞納繰越分)は次のとおりである。

町税 169件 13,807,714円(対前年比 250.7%増)

【(突発的遡及課税分除いた未済額) 3,496,195円(対前年比 11.2%減)】

国民健康保険税 117件 8,609,829円(対前年比 13.3%増)

公営住宅使用料 28件 6,184,260円(対前年比 34.6%増)

定住促進住宅使用料 8件 2,806,330円(対前年比 11.1%増)

駐車場使用料(公営住宅) 5件 4,790円(対前年比 12.7%減)

駐車場使用料(定住促進) 5件 25,000円(対前年比 47.1%増)

専用水道使用料 88件 224,660円(対前年比 7.4%増)

下水道使用料 1,605件 6,034,720円(対前年比 2.5%減)

浄化槽使用料 3/31現在 2,126件 6,981,710円(対前年比 593.2%増)

【浄化槽使用料 5/31現在 465件 1,253,100円(対前年比 24.4%増)】

簡易水道使用料 1件 2,970円(対前年比 皆増)

児童福祉費負担金(保育料) 12件 210,960円(対前年比 19.2%減)

介護保険料 236件 2,011,078円(対前年比 9.4%減)

後期高齢者医療保険料(普徴) 26件 45,200円(対前年比 94.8%増)

計 4,426件 46,949,221円(対前年比 64.2%増)

未返還(まちづくり課)

関所っ子応援金 3件 584,000円

結婚報奨金 1件 50,000円

遡及課税の高額案件があったこと、又、浄化槽事業(特別会計)が令和6年度から企業会計へ移行することにより、出納整理期間を伴わない打切り決算(令和6年3月31日決算)となったことで、一時的に滞納額は増加した形となったものの、賦課・徴収とも適切に対応されている。

前述のとおり令和5年度においては、収入未済額増加の主な要因は限定的であり、この要因を除いた滞納額は、30,909,092円、対前年比で8.1%の増加となる。町徴収金の確保は、安定的な財政基盤を確立する上で極めて重要であり、滞納の発生は公平性、公正性を欠くことに繋がるものである。

滞納額減少に向けて、各課は情報共有の場を設定するなど更なる連携を図られたい。

②不納欠損

町税・国民健康保険税等の不納欠損が下記のとおり行われたことについては、やむを得ない理由があるものと思慮されるものの、納税相談や実態調査をより強化して時効中断等法的措置を十分行い、安易に不納欠損処分に至らないよう努めるべきである。

i	地方税法第18条第1項(消滅時効：時効5年)の規定に基づくもの		
	・町税	0件	0円(対前年比 同)
	・国民健康保険税	0件	0円(対前年比 同)
ii	執行停止に係るもの・18条の1		
	・町税	0件	0円(対前年比 皆減)
	・国民健康保険税	0件	0円(対前年比 皆減)
iii	地方税法第15条の7第4項(執行停止：時効3年)の規定に基づくもの		
	・町税	0件	0円(対前年比 皆減)
	・国民健康保険税	0件	0円(対前年比 皆減)
iv	地方税法第15条の7第5項(即時消滅)の規定に基づくもの		
	・町税	29件(27名)	1,105,559円(対前年比 138.4%増)
	・国民健康保険税	9件(8名)	246,000円(対前年比 64.2%減)
v	介護保険法第200条第1項(時効2年)の規定に基づくもの		
	・介護保険料	65件(16名)	697,680円(対前年比 20.0%増)
vi	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項の規定に基づくもの		
	・後期高齢者医療保険料	0件	0円(対前年比 同)
vii	地方自治法第236条第1項(時効5年)の規定に基づくもの		
	・保育所運営費,利用者負担金	0件	0円(対前年比 同)
viii	地方自治法第236条第2項(時効5年)の規定に基づくもの		
	・下水道使用料	3件(2名)	6,940円(対前年比 83.3%減)
	・浄化槽使用料	0件	0円(対前年比 同)
ix	民法第145条(時効5年)の規定に基づくもの		
	・住宅使用料	0件	0円(対前年比 同)
	計	106件(53名)	2,056,179円(対前年比 38.0%減)

③予算の流用・充用について

緊急性もありやむを得ない場合に限りという原則を徹底し、極力補正予算での対応に努めると共に、当初予算要求時に充分考慮すべきである。

(3) 財産管理・施設管理事務

①財産管理について

普通財産の払い下げ3件（関村、上長田、関町）8,477,372円執行された。

今後も払下げ可能な物件は、財産処分を行うべきである。

併せて、現借地の購入検討も継続していくべきである。

②施設管理について

全体的に建物及び周辺整備については、適宜修繕も実施され、概ね良好に管理されていた。但し、各施設の老朽化は進んでいるので、町の将来ビジョンに照らし合わせた計画的な対応の検討をされたい。

(4) その他の事項

帳票・帳簿類については、その都度、担当部署へ指摘を行い改善を指導した。

(別 表)

実施日程

期 日	午 前	午 後
7月 1日 (月)	南町民センター・議会事務局	まちづくり課・会計課
7月 2日 (火)	第三小学校・第四小学校・第一小学校・第二小学校・中学校・給食センター	
7月 3日 (水)	経 済 課・農業委員会	
7月 5日 (金)	福 祉 課	
7月 8日 (月)	図 書 館・教 育 課	
7月 9日 (火)	健 康 推 進 課	
7月10日 (水)	税 務 住 民 課	
7月11日 (木)	建 設 課	
7月12日 (金)	総 務 課	
7月22日 (月)	各 施 設	各 施 設

7月22日 (月) 各施設

9時00分頃～9時30分頃まで (30分)	せきすい斎苑
10時00分頃～10時30分頃まで (30分)	定住促進住宅
11時00分頃～11時30分頃まで (30分)	浄化センター
13時10分頃～13時40分頃まで (30分)	交流センター
14時10分頃～14時40分頃まで (30分)	B&G 海洋センター
15時10分頃～15時40分頃まで (30分)	ふれあい広場
16時10分頃～16時40分頃まで (30分)	農業就業改善センター・農村広場

南関町監査委員公告第3号

令和7年1月20日から2月5日までの間において、13日間にわたり実施した令和6年度第二回定期監査の結果を地方自治法第199条第9項の規定に基づき、公表する。

令和7年2月17日

南関町監査委員 良田 和彦

南関町監査委員 立山比呂志

令和6年度第二回定期監査結果報告書

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項及び南関町監査委員に関する条例第2条第1項の規定に基づき、南関町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果は、下記のとおりである。

記

1. 監査の期日

令和7年1月20日から2月5日までの間において、13日間にわたり別表「監査の実施日程」のとおり実施した。

2. 監査の対象

(1) 事項及び範囲

- (ア) 令和6年度予算の執行状況及び諸帳簿の整理状況について
- (イ) 令和6年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画について
- (ウ) 施設の管理状況について
- (エ) その他財務に関する事項及び経営に係る事業の管理について

(2) 提出資料

- (ア) 令和6年度予算執行状況に関する調（様式3号・様式4号）
- (イ) 令和6年度予算の流用・充用に関する調（様式5号）
- (ウ) 令和6年度（1月～3月）主な事務事業の執行計画調（様式6号）
- (エ) その他必要と思われる説明資料
- (オ) 滞納状況調（該当する課のみ）

3. 監査の重点

- (1) 歳入、歳出は適正に事務処理されているか
- (2) 予算執行計画に基づく事務事業の執行がなされているか
- (3) 関係諸帳簿は整理されているか
- (4) 施設の管理運営は適正になされているか

4. 監査の方法

監査においては、事前に各課等から資料の提出を求め、計数や記載事項の点検及び確認を行った。また、監査当日は、歳入・歳出の執行状況、内容について、監査対象課等より詳細な説明を受けた。併せて今後の決算見込みについて、事務事業の執行計画を基に説明を受けた。

5. 監査の結果

コロナ禍では交付を受けていた補助金等が削減されるなど厳しい財政運営となったが、慌ただしい中にも事業及び予算執行については、概ね良好な事務処理がなされているものと認められた。

歳入においては、補助金等の確保に努められるとともに、現年度、滞納繰越分もより一層の収納率向上を望むものである。

歳出においては、確実な予算の執行と適正な事務処理を求めるものである。また、配当済予算については、速やかな執行を心がけていただきたい。

大規模な歳出を伴う事業が発生しており、一層の厳しい財政運営が続くものと思われる。今後も効率的かつ適正な緊縮財政に努められたい。

(1) 共通的事項

① 滞納金の整理について

令和6年12月31日現在における町税等の滞納繰越分収入未済額は、33,717,484円（前年同期16,667,562円）となっている。

滞納処分等法的手続き、収納努力はあるものの明らかに増加している。

大幅増加の主な要因は、大規模な遡及課税事案等である。

滞納額は依然として多額であり、現年度分の収納と併せて滞納額の減少を図る必要がある。

② 流用・充用について

流用・充用については、緊急でやむを得ないものであるが、できる限り補正予算の議決を得ての執行を求める。

③ 歳入・歳出ともに年度末を迎えるにあたり、決算見込額を精査し儉約に努め、不用額の減少に努めるよう指導した。

④ 職員の定数確保、人材教育に努め、適切な人事管理と指導育成を求める。

⑤ コンビニ収納、コンビニ証明書発行の利用度は拡大傾向にある。利便性、収納率向上の面からも推進を継続されたい。

⑥ 帳簿類の記載漏れ、押印漏れがないよう、指導徹底をされたい。

(2) 施設管理について

施設の管理、帳簿類は概ね良好であった。しかし建物、備品等の老朽化は進み、一部施設においては早急な補修、改修を要するものが増加してきている。安全、安心のもとに施設利用ができるよう、適切な維持管理を継続されたい。

(別表)

監査の実施日程

期 日	所 属
1月20日(月)	議会事務局・会計課・まちづくり課
1月21日(火)	税務住民課
1月22日(水)	福祉課・南町民センター
1月23日(木)	健康推進課
1月24日(金)	経済課・農業委員会
1月27日(月)	建設課
1月28日(火)	総務課
1月29日(水)	教育課・図書館
1月30日(木)	給食センター・中学校・各小学校
1月31日(金)	監査結果の取りまとめ
2月 3日(月)	監査結果の取りまとめ
2月 4日(火)	監査結果の取りまとめ
2月 5日(水)	監査結果の取りまとめ

各施設：机上での監査